◇電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九号）（財務省）

1　関税定率法の規定に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税の課税期間を令和一一年二月二五日まで延長することとした。（第一条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、令和六年三月一日から施行することとした。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇号）（厚生労働省）

1　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、令和五年度においては、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四一号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　児童福祉法第二一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定めることとした。また、当該手数料を減額し、又は免除することができる者等を定めることとした。

2　児童相談所設置市が指定障害児通所支援事業者の指定等に係る事務を処理する場合において、当該児童相談所設置市は、児童福祉法第二一条の五の一五第六項及び第七項（これらの規定を同法第二一条の五の一六第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく関係市町村に対する通知及び関係市町村からの意見の申出に係る事務を行わないこととした。

3　児童相談所設置市の長は、当該児童相談所設置市が定める市町村障害児福祉計画との調整を図る観点から、指定障害児通所支援事業者の指定等に関して自ら条件を付加することとした。

二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正関係（第三条関係）

難病の患者に対する医療等に関する法律第二七条の三に規定する匿名指定難病関連情報利用者が納付すべき手数料の額を定めることとした。また、当該手数料を減額し、又は免除することができる者等を定めることとした。

三　地方自治法施行令の一部改正関係（第四条関係）

1　指定都市又は中核市が指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務及び指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する事務を処理する場合において、当該指定都市又は中核市は、児童福祉法第二一条の五の一五第六項及び第七項の規定（これらの規定を同法第二一条の五の一六第四項において準用する場合を含む。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四一条第四項及び第五一条の一九第二項（同法第五一条の二一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づく関係市町村に対する通知及び関係市町村からの意見の申出に係る事務を行わないこととした。

2　指定都市又は中核市の長は、当該指定都市又は中核市が定める市町村障害福祉計画等との調整を図る観点から、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関して自ら条件を付加することとした。

3　指定都市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四八条の三の規定に基づく市町村に対する協力等に関する事務を行わないこととした。

四　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（第七条関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十五号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年二月二十六日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十六号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条、第十八条第三項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第二条の六」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条」を加える。

第三条第一項第五号中「独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を加える。